

山鹿市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 5 号

山鹿市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

山鹿市消防吏員服制規則（平成 2 7 年山鹿市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「とし、帽の回りに濃紺色又はその類する色のリボンを巻くもの」及び「男性については、」を削り、「救急救命士」の次に「又は「指導救命士」」を加え、

「ネクタイ	冬服用	濃紺色とする。	」を
	夏服用	淡青色とする。	
「ネクタイ	冬・夏服用	紺色 ストライプの織物とする。	」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。